

名家連ニュース

平成 25 年 6 月 20 日 (木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場洋二
TEL/FAX(052) 411-2890 NO. 259 号

名古屋市障害者基本計画策定専門部会へ提出した意見書概要

「分野別施策 相談等」の続報

〈地域生活支援に関する意見〉

日中活動の場の確保について（※雇用、住宅は前述）

(1) 数少ない社会資源である精神障害者地域活動支援事業（Ⅰ型）、ディサービス型地域活動支援事業（Ⅱ型）、作業所型地域活動支援事業（Ⅲ型）の支援・拡充を次期計画においても明文化する。

(2) 現計画に明記されている「精神障害者の日常生活の相談の場であるばかりでなく、社会参加やコミュニケーションの場・情報提供の場の整備」は、「生活支援型地域活動支援センター（仮称）」と合致するものであり、次期期計画においても担保する事業として位置付ける必要があります。

〈地域生活への移行促進に関する意見〉

1. 精神障害者の退院と社会復帰の促進について

- (1) 現計画期間中も社会的入院の退院促進は遅々として進んでこなかった。
- (2) 退院後の生活を社会支援に繋ぐことなく家族のもとに帰すだけでは「未就労・引きこもり状態」「親亡き後は入院生活」という負の連鎖を断ち切ることはできません。
- (3) 精神障害者が地域で「医療」「福祉」の支援を受け、安心して暮らせるかどうかは人権にかかわる問題であり、避けて通ることはできない問題です。
- (4) 精神科病院のアウトリーチ促進事業への参加促進の明文化や ACT など訪問型の包括的支援プログラムの積極的導入を次期計画に盛り込む必要があります。

2. サービスの質の向上と多様なサービス供給を担う福祉職の待遇改善について

- (1) 退院後の社会生活については医療と福祉の連携が欠かせない。コーディネートするのは医療と福祉の精神保健福祉士による連携と協働作業である。精神保健福祉士が担う職域領域、社会的役割を正當に評価する必要があります。
- (2) コーディネイト及び地域生活支援サービスの質を担保するために、精神障害者福祉に携わる職員は有資格者（精神保健福祉士など）とし、障害者福祉事業全体の底上げを図る必要があります。

(3) とりわけ、福祉職を魅力ある職業とするために、名古屋市の単独事業を含めた報酬体系全体を見直し、精神保健福祉士の待遇改善を図る必要があります。

3. 各区の自立支援協議会に「精神保健福祉の専門部会」を設置し、関係者による地域ネットワークの形成や普及啓発・支援活動を法人の枠を超えて共有・協働する環境整備を次期計画に盛り込む必要があります。（「3章 関係機関との連携」で記述）

防災及び防犯

1. 精神障害者と家族の災害時の備えとして

- (1) 避難カード（資料提出）を作成する。
 - (2) 保健所窓口において来所者に渡るようにする。
2. 手帳所持者は把握されており、個人情報保護条例の例外規定を適用し、安否確認ができる体制を整備する。

